

入札心得

1 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、契約規程第 18 条第 1 項の規定によります。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約については、小数点以下第 3 位を切り捨てた金額。）をもつて落札金額としますから、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税等を控除した金額）を入札書に記載してください。
- (3) (2)の規定にかかわらず、仕様書等に消費税及び地方消費税を含んだ金額により入札すること等の指示がある場合については、消費税及び地方消費税を含んだ金額を入札書に記載してください。

2 無効な入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札保証金を免除した場合を除き定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 委任状を持参しないで代理人が入札したとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- (5) 入札書の金額の記載がないとき、又は重複記載もしくは誤字脱字があつて必要事項が確認できないとき。
- (6) 入札者が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (8) 入札に関し談合等の不正行為があつたとき。
- (9) 工事費内訳書の提出を求めた場合で同内訳書を提出しなかつたとき。
- (10) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

3 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者立会いの上、行います。
- (2) 郵便入札の場合は、別に定める方法で指定した開札日時、開札場所において、選任した立会人の立会いの上、行います。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、予定価格の事前公表を行ったものについては、再度入札は行いません。
- (4) 再度入札は、1 回です。
- (5) 無効な入札をした者は、再度入札に参加できません。
- (6) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できません。
- (7) 再度入札において落札者が決定しない場合においては、直ちに随意契約（見積書の徴収）に移ることがあります。

4 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがあります。この場合における損害は、各入札者の負担とします。

5 談合情報があつた場合の措置

入札執行前に談合に関する情報があつた場合は、当該入札を中止又は延期した上で、指名替え、追加指名、くじによる入札に参加できる者の削減、入札方法の変更等の措置を講ずることがあります。

6 談合行為に対する措置

工事請負契約又は業務委託契約を締結した場合、落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 に違反した場合は、当該締結した契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならないものとします。

7 落札の無効

落札者が特別の理由もなく落札の日から 7 日以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とします。

8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に関する事項

該当する場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札してください。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

9 その他

(1) 通常入札の場合、郵便又は電信による入札は認めません。

(2) 提出した入札書は、書換え、差換え又は撤回することはできません。

(3) 入札参加者が 1 人だけの場合は、入札を中止します。

(4) 落札価格が一定金額以上の場合で契約を締結する際は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納めなければならない。

(5) 積算価格 130 万円以上の建設工事の入札及びその他企業長が指定する場合には、入札時に入札金額の詳細が分かる工事費内訳書を提出してください。

(6) 入札金額の詳細が分かる工事費内訳書が必要な場合は、公告、指名通知書に記載してあります。

(7) その他この通知書に記載してない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）、同法施行令及び山神水道企業団契約規程等の定めるところによります。